

作成日;2022,10,13

作成;環境情報専門委員会

# EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものでは有りません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分:1委員会報告情報)

## 1)件名

・ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 18 回会合 (POPRC18)

#### 2)内容

- ・2022年9月26日から30日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による 規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第18回会合がイタリア のローマで開催された。
- ・デクロランプラス及びUV-328について、自動車、建設機械、農業機械、医療機器、分析機器等の修理 用部品等のためのデクロランプラスの使用を適用除外とした上で、条約上の廃絶対象物質(附属書A)へ の追加を締約国会議に勧告することが決定された。
- ・中鎖塩素化パラフィン (炭素数14から17で塩素化率45重量%以上のもの) 並びに長鎖ペルフルオロカル ボン酸 (PFCA) とその塩及び関連物質について、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めること が決定された。
- ・クロルピリホスについては、更なる情報収集を行い、引き続き検討することが決定された。

#### 3) SEAJ コメント

・なし

#### 4)添付情報 資料

・なし

#### 5)関連情報

経産省プレスリリース:

https://www.meti.go.jp/press/2022/10/20221007004/20221007004.html

### 6)その他

・なし